摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

令和2年8月24日

摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和2年8月24日(月) 午前 9時58分 開会 午前10時28分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 福住礼子 副委員長 弘 豊 委 員 森西 正 委 員 楢村一臣 委 員 香川良平 委 員 光好博幸 議 長 村上英明 副議長 増永和起

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 溝口哲也 同局主幹兼総括主査 香山 叔彦 同局書記 速水知沙同局書記 織田裕太

1. 案件

「一問一答方式」について

(午前9時58分 開会)

○福住礼子委員長 ただいまから、議会運 営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、香川委員を指名いたします。

それでは、一問一答方式について協議い たします。

一問一答方式につきましては、前回の本委員会においてケースごとの例をお示しし、各会派のご意見を発表いただきましたが、ケースごとで認識の相違があったことから、共通認識を持つために一定のルール化が必要であると思っております。

しかしながら、様々なケースがある中でケースごとに線引きするのは難しいとのご意見もいただいたことから、ケースごとにルールを決めるのではなく、留意事項として一定の基準をお示しし、最終は議長の判断によるものとすることで運用してまいりたいと考えております。

つきましては、事前にお配りさせていた だきました、一問一答方式の導入について の議会運営委員会決定事項案と記載され た資料をご覧ください。

こちらは、去る平成27年11月27日 の本委員会で決定された資料を一部修正 したもので、下線部分が修正箇所でござい ます。

まず、2、実施の方向性につきまして、 平成27年第4回定例会から試行、実施と なっていたものを令和2年第3回定例会 より本格実施に改め、今後においても、必 要に応じて実施目的が達成されているか を検証、協議し、課題整理を行い、進める ことを記載しております。

次に、2ページの5、一問一答の運用に 係る留意事項につきましては、新たに追加 させていただいた項目となります。 内容といたしましては、(1)として、 一問一答の前提を記載し、(2)として複数の質問内容がある場合の留意事項を、

(3)として質問項目が複数の所管にまたがる場合の留意事項を記載しております。

最後に(4)といたしまして、一問一答の進行において、議長より進行上の注意を受けた場合は議長の指示に従うものとする旨を記載し、個々の判断は議長によることを明記しております。

また、参考といたしまして、具体例1から3を添付させていただいております。

説明は以上となりますが、本決定事項案につきまして、各会派よりご意見がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

民主市民連合、楢村委員、何かございませんか。

- ○楢村一臣委員 はい、結構です。
- ○福住礼子委員長 自民党市民の会、光好 委員。
- ○光好博幸委員 はい、ございません。
- ○福住礼子委員長 大阪維新の会、香川委 員、よろしいですか。
- ○香川良平委員 はい。
- ○福住礼子委員長 改革クラブ、森西委員。
- ○森西正委員 ございません。
- ○福住礼子委員長 日本共産党、弘委員。
- ○弘豊委員 この間、一問一答方式に関わって、前回、前々回と議論を重ねてきたことで、もちろん、事務局の方も含めて、こういったまとめをされているということに関しては、おおむねこれでいいのかなというふうに思っております。

ただ、以前から申し上げているように、 その質問の在り方について、議員それぞれ がやっぱり意図を持って質問していくと いうふうなこと、こういう留意事項に沿っ てやっていくというのはそのとおりかなというふうに思うんですけれども、あまりこうでなければならないってというなければならないなとですね、いったというようなことですね、いったとも協議したいかなと自由ないらか、ではもありというか、ことがですれ、やっぱりなかなかにといったもしれないんだけれども、ポイントうから言図でやっているんだというおうにとがですね、やっぱりなかなかにようなことがですね、やっぱりなかなかにといのもあるのかもしれないですれ、おるというふうには思うので。

また、最初議長が気になるところについては指摘もされるかとは思うんだけれども、議長任せにせずに、議会運営委員会の中でですね、会派の委員の質問に対しても、ああいうやり方はどうやったかなみたいなことも議論し合えるような、そういったところというのを積み重ねていったらよいのではないかなというふうに思います。

普段から一般質問の中で、あのやりとりはちょっと分かりにくかったよとか、そういうふうなことなんかをやっていけたらいいのではないかなというふうに思っております。

○福住礼子委員長 ありがとうございます。

各会派から特に異論はないという中で、 今、弘委員からも、これからも前進的な話 をやれるようにというふうなご意見だっ たと思います。

公明党といたしましても、実施の目的の中にあります、傍聴者にとって議会での議論が分かりやすいものとするという、このことと、論点を明確にして議論を深めるということ、この二つをやっぱり重視しなが

ら質問の内容は組み立てをしていくことが大事ではないかということで、例が三つございましたけれども、なるべく一問一答であるということと、それから、所管がまたがるというような答えというのは、やり聞く側にとってはちょっと分かな意見くなるのではないかというふうな意しながございましたので、うちの会派としてもそういったことを今後留意しながら進めていきたいという意見がございましたので、申し上げておきたいと思います。

○福住礼子委員長 光好委員。

○光好博幸委員 当会派の意見ということで言わせてもらうと、先ほどのお二方がおっしゃったとおりといいますか、基本、異論はございません。

ただ、何でもありということではなくて、 やっぱり実施の目的をしっかり押さえな がらやるということと、この5番目の留意 点という分ですね、必ずしもこうでなけれ ばならないということではなくて、こうい う原則のもとしっかりやっていくとしたけ ど、熱委員もおっしゃっていまなくて、 ある一定の、いわゆる共通認識のもと、 、 、 を が言ったことは何ぞやということを理 解した上でやるということで、今回、いい 機会であったのではないかなということ を含めて異論なしということです。

○福住礼子委員長 分かりました。ありが とうございます。

増永副議長。

○増永和起副議長 皆さん、大枠を決めようということで、細かいところについてーつ一つ、これが一問一答に値するか否かみたいなことをチェックするという、そういうことではないというふうに思ってらっしゃるのではないかなと思うんです。

そうだからこそ、留意事項の2番ですね、 二つの論点を一対にして質問を行うほう が質問者の意図が反映されて傍聴者にと って理解しやすいと思われればこの限り ではないというふうに書かれているとい うのは、全て、例えば予算額と決算額を聞 いたときに、予算額・決算額それぞれ分け ていかないとあかんとかそういうことで はなくて、ある事業について予算額・決算 額は幾らでしたかって聞いた、それぞれに ついては1回の答えで返してもらう。

これを、いや、予算は予算、決算は決算で1回ずつ分けなあかんとか、そこまでのことではないというような内容だということは、皆さん、認識一致できるのではないかなというふうに思うんですね。

ただ、そういう簡単なところだけではなくて、これって分けるべきなの、そうではないのっていうふうな、そこばっかりに議長のほうも神経集中して、いや、今のは分けるように言うべきだったのではないかとか、そういうふうになるのも、それは議長になった方はすごく大変だと思いまし、言葉の細かい中身のことよりも、大責になった方はすごくですから、それが一問を持つということですから、それが一問とな持つということを、議会の一般質問の途中で止めてそれをやるというのは、また、変えさせるというのはなかなか大変なことだというふうに思うんです。

これだけ皆さんと、認識を一つにしていこうというふうに進めていくのであれば、私、4番の、議長から進行上の注意を受けた場合は従うことという、わざわざこれを書き込む必要はないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

これを書き込むと、議長としても、今の

は二つ入ってたとかいうことについて目を光らせていかないといけないみたいなことになるし、質問者にしても途中で止められたら、質問の時間も限られている中で、本当にそれについてやり方を変えなあかんというのはすごく大変なことだと思うんです。

終わった後で、あれはどうやったんかなというふうに投げかけるとか、注意をするとか、そういうふうなことはあると思うんですけれども、この4番は抜いていいのではないかなと私は思うんですけれども、皆さん、いかがですかね。

議長が注意することについて、もちろんできるだけ従うというのは当たり前のことですけど、でも、そうではなくて、私の意図はこうなんですというのを、一般質問を止めてやり合うというのもあんまりいい光景ではないと思うんです。

意図がある人は、やっぱりそこで止められることについて反論もすると思うんですよ。いやいや、ここの2番にこう書いてある。私はこういうつもりでやっているんだということで、止めないでくれっていう話をするかもしれない。

- ○福住礼子委員長 光好委員。
- ○光好博幸委員 すみません。私は、留意 事項の4は、実はあったほうがいいと思い ます。

これは、今の増永副議長の意見を否定するわけではないです。ただ、これは留意点ということで、こういう原則のもとにやりましょうということになったときに、やっぱり判断がつかないようなことって出てくると思うんですけれども。

私が思うに議長は、特にこれは一般質問の中で、一問一答かどうかというふうに目を光らせるということよりも、これから一

問一答方式を導入していく中で、やはり何かちょっと同じ共通認識にあったとしても、いや、何かちょっと一問一答から外れていくであったりとか、何かしらちょっと不測の事態といいますか、何か起こり得ることがある中で、4があったほうが、最終的には議長の判断に任せる、必ずしも談長の目的というか、役割は、一問一答がどうかって目を光らせるのではなくて、議会の運営というか、全体を見る中で最終判断は委ねますよという意味で、僕は4があってよかったなって、会派としてはそういうふうに思ってます。

ちょっと、だから捉え方のニュアンスに 違いはあれど、私は、ちょっと4は置いて おったほうがいいのではないかなという、 我々会派としてはそういう意見がありま した。

- ○福住礼子委員長 增永副議長。
- ○増永和起副議長 議長が議事進行に責任を持つというのは、別に一問一答に限らず、いろんな場面でもそうだと思うんですよ。だから、わざわざこの一問一答のところに書き込む必要はないのではないかということなんです。

一問一答ではない、本会議場での議長の 役割というのはどんな場面でも、それは当 たり前だと思うんですよ。議事の流れとし て問題があると思ったときは、議長がそこ で止めるなり注意をするなり、それは全体 のことで、わざわざ一問一答のところに書 き込むと、その一問一答に目を光らせるみ たいなことにならないかなというのが私 の懸念なんです。

質問者の意図を尊重して留意をするっていうことっていうのもやっぱりすごく 大事なことだと思うんですよね。今、この 議論をしている中では、それはそれで、皆 さん、認識をされていると思うんだけど、 今後、長年経っていくうちにこの文章だけ が残っていくと思うんです。

○福住礼子委員長 ほかにご意見ござい ませんか。

森西委員。

○森西正委員 今増永副議長と光好委員 の両方の言われていることは分かるんで す。両方を聞いた上で、増永副議長は、議 会全体の一問一答だけではなくて、ほかの 様々な部分を、議長に従うものであるから、特に一問一答だけに入れるべきことでは ないだろうと。ほかのことも議長の指示に 従わなければならないというのがあると 思うんですよね。

光好委員のおっしゃっている部分の、ここの議長の指示に従うという、一問一答の進行において議長の指示に従うという、そこも理解はするんです。

今聞いていて、私も当初は留意事項の4 番を入れておいてもいいのかなというふうに思っていたんです。そこのところをどう受け止めるかですけども、その一問一答が議会進行の全体のものだから別に省いてもいのかというところか、あえて議会進行の中で議長は当然判断すべきだけども、あえて一問一答のところも入れておくべきなのか、どちらかという、今、両方を聞いていて、両方納得できる部分があって、判断がなかなか難しいと思ったんですけれども。

ほかの委員がどう思われるのかというところで、私は、入れてもいいし、入れんでもいいし、どちらでもいいかなというふうに今思ったんですけれどもね。

○福住礼子委員長 皆さんいろいろとあると思うので、要するに、やっぱりニュア ンスというか、意図というのは、なかなか 人には見えないことだと思うんですね。

質問の組み立て方ももちろんあるんですけれども、最初から原稿をきちんとつくっている方もあれば、その場で本当にやりとりしながら、そうするとやっぱり何個も聞いてしまうことも、感情が湧いてきてやってしまうこともあるかもしれないということになってくると、今度、聞いている側は、議論が分かりにくくなることもあるかと思うんですね。

そこで議長がもう一回整理して1個ず つ聞いてくださいということがあっても いいと思うんですよ。

それをわざわざここに残しておくことは、全議員がそういうことがあっても了承してくださいねという意味もここには含まれているのかなと思うので、私は、あえてここに書いておいて別に悪いことでなく、留意事項でございますので、あえて書いておいていいのかなというふうに思うんですね。

議長が止めたから、また、止められたことに気を悪くするのもあるでしょうけど、何であそこで止めへんかったんやという 議員も中にはいるかもしれませんので、そういうことで、あえてここは議長の指示に 従ってくださいね的なことは入れておく ことは別に大きな問題ではないのではないかと思います。

また、先ほど弘委員がおっしゃったみたいに、今後もまた検討しながら進めていけばいいと思いますので、私としてはこの案の中に入れてもらっている、議長の判断というのは入れておいていいのではないかと思っております。

弘委員。

○弘豊委員 すみません。この留意事項の 4で実際、議長が議員の質問に対して何か しら注意なりしたとしてもですね、それで、 質問をした後に口を挟むわけで、その質問 自体を変えるというふうなことにはこれ までもなったことってないと思うんです よね。以後注意してください的なことだと 思うので、その分、その後の組み立てがそ れによって変わってしまうというふうな ことっていうのが起こり得るかもしれな いけれども、そこはそのときそのときあり 得ることなのかなというふうに私は思う んですけれども。

逆に、今回きちっとこうでなければならないっていうふうなルール決めにしないでおこうっていうふうなことを私も主張してきたし、そういうやり方をするんだったら、議長のそういう指示というのがやっぱり必要になるよねっていう話があったのを踏まえて、今回ここに書き込まれているのかなっていうふうなことも思うので、ちょっとそこらあたりをそういう方向でまとめたらよいのでないのかなと思いますけれども。

- ○福住礼子委員長 楢村委員。
- ○楢村一臣委員 留意事項の4番を入れる入れへんの問題についてだけ言えば、私は、光好委員と委員長と一緒で、入れといていいのかなというふうに思っているんですけど。

基本的には、僕は、実施の目的の1番と 2番というふうなことをきっちりするっ ていうふうなことでそれぞれの議員がや っぱりしっかり考えていくということは すごく大事やなというふうに思っている んです。

それをこの実施の目的の1番、2番をしっかりと考えていった上で、実施の目的に重きを置いてちゃんと進めていけば、4番のシチュエーションって僕はないものや

というふうに理解しているんです。出てこないものやって思っているんです。

ただ、やっぱりその状況を踏まえて、そこまでやっぱり行こうと思ってないねんけど、ちょっと行き過ぎてしまったときには、議長はちょっと止めに入る場面も想定される可能性はなきにしもあらずなのかなと思って、というふうなこともあり得るので、やっぱりこういうふうな議長が止めに入るようなことも、ないに越したことはないですから、ないようにしていただきたいというふうにはすごく思ってます。

だけど、もし、やっぱり4の部分については、外しててもいいという意見もあるとは思うんですけれども、私自身は入れておいていいのかなっていうふうに。光好委員の意見と同じです。以上です。

- ○福住礼子委員長 増永副議長。
- ○増永和起副議長 質問者の意図を尊重 するというようなことがどこかで持ち込 まれてたら、それでもいいのかなというふ うには思うんですけどね。

どうしても、この文章だけが残っていくと、後々、議長になった方は、一問一答かというのに目を光らせなあかんのやというふうにならないように、この議論の中身をしっかり後ろへ継承していけるようになればいいのかなというふうには思います。

それともう一つ、素朴な質問なんですけど、一問一答で、答弁者の側はこちらが指定しているのではなくて、二人答えたいって言われる場合があるじゃないですか、例えば、総務部長が答弁をしたと、その後に副市長がもう一回それについて手を挙げてまた言われるとか、その答弁者のほうはいいわけですかね、一問二答になること。○福住礼子委員長 それは駄目というこ

とはないと思います。

同じ質問に対して、もっとさらに深く、広くお答えをされるということでは、担当部署の部長以上に、もっと広い意味でこういう考え方は市としてはありますよという立場でおっしゃっているのであれば、それはあっていいと思いますけど。

それを一問二答というふうに言うのは、 ちょっとニュアンスがまた変わってくる ような気がします。

増永副議長。

- ○増永和起副議長 質問する側は、総務部 長はどうですかって問うて、副市長に問う ときは、もう一回、では、次は副市長もそ のことについてどう考えますかって言っ て2回に分けないといけないっていう話 ですよね、そのあたりはね、こちらが指定 をする場合。
- ○福住礼子委員長 指名をされるのであ ればそういうことになるんでしょうね。

増永副議長。

○増永和起副議長 12分っていう時間 の設定というのは、今まではもっと短かったんですが、議員数の削減の中で一人当たりの時間数をふやしたわけですね。

でも、今、細かくやっていくと、本当に その時間が、内容のことで広がるのではな くて、形式のことで、一回一回聞かなあか んというふうにされると、その分、時間が 必要なわけです。

その12分でできることというのが少なくなってしまうというか、そこら辺のことについても、それを、今、15分にせいとは言いませんけれども、ぜひ考えていただいて、そういうことで、最初に掲げてある目的ですね、楢村委員がおっしゃっていたように、傍聴者にとっては分かりやすいとか、論点を明確にするとか、そういうこ

とを念頭に置いてする質問であれば、あんまり制限は加えないと、議長がしょっちゅう止めなあかんということにならないような、そういう運用の仕方であってほしいと思っております。

○福住礼子委員長 それはもちろん念頭にあって、みんながきちんと質問を組み立てて分かるようにするということは皆様に共通の認識だと思っておりますので、そこは大丈夫だと思います。

質問時間が短いというのは、これもみんな共通の課題の中で、五つやりたい方もいれば、本当に1点に絞って質問される方もいろいろある。機会は3回しかありませんので、代表質問以外は原則として3回しかありません、その中で一生懸命考えてやっておられると思いますので、その中での組み立て方を今後も皆さんいろいろ勉強しながら深めていけたらなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

質問時間については今後も検討されていくのではないかと思いますので、そのときはそれでよろしくお願いしたいと思いますけれども、今回のこの一問一答についての内容は、これで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子委員長 先ほども申し上げましたけれども、これがあくまでも最終ということではなく、第3回定例会より本格実施ということでスタートをさせていただく中で、必要に応じて実施目的が達成されているか検証、協議をし、課題整理を行っているか検証、協議をし、課題整理を行っていきたいということもございますので、どうぞその点については今後の議会運営委員会でもまたしっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の決定事項につきましては、後日、 委員長名で各議員へ通知をさせていただ きますので、何とぞよろしくお願いを申し 上げます。

それでは、以上で本委員会を閉会いたします。

(午前10時28分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 福 住 礼 子

議会運営委員 香川良平